

准組合員と連携した 農業振興ならびに地域活性化に関する特別宣言

JAの組合員は、農協法において「正組合員」と「准組合員」とに区分されており、JAの運営は正・准組合員を併せた組合員全体の事業利用や活動への参画によって支えられているのが現状となっている。

しかしながら、昨今の農協改革議論においては、JAが農業者のための協同組合であるという観点やJAは地域全体のインフラとして必要であるという観点等から、准組合員の利用規制をはじめとする様々な問題提起が行われている。

農協法（平成27年改正 附則第51条）においては、「正組合員と准組合員の事業利用の状況並びに自己改革の実践状況を調査・検討し、令和3年3月末までに結論を得るものとする」と整理されている。

また、本年6月の参議院選挙における自民党公約では、「農協組合員の判断に基づくものとする」とされ、農林水産省も「各農協が准組合員の位置づけや、准組合員の参画、意思反映をどうしていくのか、自分たちで考えて社会に提案すべき」との姿勢を示している。

こうした状況を踏まえ、JA山口県は、准組合員の在り方を下記のとおり整理し、次期2か年計画のなかで不断の改革として着実に実践することにより、将来に向けて力強く存続する組織基盤や経営基盤の確立に努める。

記

1. JA山口県は、准組合員を「県産農畜産物の消費」、「JA事業の利用」、「生産活動への参画」等を通じて、正組合員と連携して地域の農業を支える「農業振興の応援団」として位置づける。
2. JA山口県は、准組合員が「支所運営委員会」や「利用者懇談会」等へ参画し、積極的に意思反映を行うことにより、正組合員とともに協同活動を実践する「アクティブ・メンバーシップ」を強化する。
3. JA山口県は、正組合員ならびに准組合員の事業利用や活動への参画状況等の情報を開示することにより、JAの運営に関するより一層の理解の醸成に努める。

以上、宣言する。

令和元年12月21日

山口県農業協同組合

第1回通常総代会 出席者一同